

藤岡市農業委員会

令和7年第6回

定例会議事録

令和7年6月5日招集

令和7年藤岡市農業委員会第6回定例会議事録

令和7年6月5日、藤岡市農業委員長 浅見 健司は、令和7年藤岡市農業委員会第6回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

議案第 27号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 28号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 29号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 30号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について

議案第 31号 農業委員会の適正な事務実施について

報告第 11号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について

報告第 12号 農地法関係出願等について

[出席農業委員] (13名)

1番 飯塚 光	2番 武藤 賢太郎	3番 秋谷 房江	4番 松村 敏恵
5番 清水 淑朗	6番 田沼 範明	7番 浅見 健司	8番 山口 暁
9番 清水 春樹	11番 折茂 新一	12番 鈴木 儀幸	13番 川村 信行
14番 塚本 欣吾			

[出席農地利用最適化推進委員] (3名)

7番 野辺 均	11番 高橋 勝義	13番 服部 毅
---------	-----------	----------

[事務局]

事務局 長	横田 道明
次長補佐兼係長	春山 崇
係長代理	笠原 諒亮

事務局 次長	真下 和弘
係長代理	宮原 優雅子

(開会13時24分)

事務局次長 定刻になりましたので、ただ今から令和7年第6回定例会を進行させていただきます。本日の下審査につきましては、隣の東庁舎2階の会議室を用意しております。1班の委員さんにつきましては、申し訳ありませんが、この後、移動をお願い致します。それでは、開会にあたりまして、浅見会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長 有り難うございました。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より、令和7年第6回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数14名中、出席委員13名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。13番 川村委員、14番 塚本委員の両名をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第27号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第28号農地法第4条の規定による許可申請について、議案第29号農地法第5条の規定による許可申請について、以上3議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この3議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとしてありますので、よろしくお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13時28分)

(再開13時53分)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第27号農地法第3条の規定による許可申請について、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第27号農地法第3条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号1番の1件です。整理番号1番は藤岡のSさんが、農業経営の規模拡大を図るため、上大塚の農地1筆、面積767㎡を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書11ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第27号整理番号1番について2班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第27号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第27号整理番号1番は許可と決定します。続きまして、議案第28号農地法第4条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第28号農地法第4条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番の1件です。整理番号1番は、

本郷のFさんが、牛田の農地を一般住宅用地（敷地増）として転用するもので、農地2筆、面積は174.79㎡、農地区分は第二種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第28号整理番号1番について1班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

（意見なし）

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第28号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 挙手全員でありますので、議案第28号整理番号1番は許可と決定します。続きまして、議案第28号農地法第4条の規定による許可申請について、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第28号農地法第4条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号2番と3番の2件です。整理番号2番は、本動堂のAさんが、本動堂の農地を一般住宅用地（敷地増）として転用するもので、農地1筆、面積は183㎡、農地区分は第二種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号3番は、市内の宗教法人が、矢場の農地を墓地用地として転用するもので、農地1筆、面積は925㎡、農地区分は第一種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第28号整理番号2番と3番について2班の班長さんより報告がありましたが、整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

（意見なし）

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第28号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 挙手全員でありますので、議案第28号整理番号2番は許可と決定します。次に整理番号3番について何かご意見がありましたらお願いします。

（意見なし）

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 28 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 28 号整理番号 3 番は許可と決定します。続きまして、議案第 29 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 29 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 3 番の 3 件です。整理番号 1 番は高山の T さんが、高山の農地を贈与にて取得し、一般住宅用地（敷地増）として転用するもので、農地 1 筆、面積 6 6 m²、農地区分は第二種農地として判断されます。当該案件については、農地のつながりや近隣状況から、許可相当であるとは考えられますが、市の他部署と連携した指導が行われている農地があり、本申請に至った経緯等、詳しい内容の把握が必要と考えられます。経緯の説明を求め、保留とすることに意見決定しました。整理番号 2 番は市外の法人が、白石の農地を売買にて取得し、駐車場兼太陽光発電施設管理用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 122 m²、農地区分は第二種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と考えられますが、整理番号 3 番の許可にあたり必要な農地であるため、保留とすることに意見決定しました。整理番号 3 番は市外の法人が、白石の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 2 筆、面積 1, 105 m²、農地区分は第二種農地として判断されます。当該農地については市内の農地所有適格法人が令和元年第 5 回定例会議案第 25 号整理番号 4 番で許可を得て、令和元年 5 月 7 日付け指令番号 13 号にて取得した農地であり、本申請に至った経緯等、詳しい内容の把握が必要と考えられます。経緯の説明を求め、保留とすることに意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 29 号整理番号 1 番から 3 番について 1 班の班長さんより報告がありましたが、整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 29 号整理番号 1 番について、保留とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 29 号整理番号 1 番は保留と決定します。次に整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 29 号整理番号 2 番について、保留とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 29 号整理番号 2 番は保留と決定します。次に整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 29 号整理番号 3 番について、保留とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 29 号整理番号 3 番は保留と決定します。

事務局 整理番号 1 番から 3 番まで保留となったわけですが、この後、会長、職務代理、各班の班長さんに来ていただきまして相手方の担当者、もしくは、当該者をおよびして保留審査会を行う予定でございます。まだ日程は未定ですがこのあと相手の担当者、行政書士等と連絡が取れ次第またご連絡させていただきます。この後の流れといたしましては、保留審査会を開きまして意見を聞いた後に、7 月の定例会に当該案件をかけさせていただきます。その時に可否をいただければと思いますのでよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは、説明にありました通り次回ということでお願いいたします。続きまして、議案第 29 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 29 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 4 番から 6 番の 3 件です。整理番号 4 番は、市外の法人が、上落合の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 1,425 m²、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 5 番は、市内の宗教法人が、矢場の農地を寄付にて取得し、墓地用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 321 m²、農地区分は第一種農地ですが不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 6 番は、市外の法人が、緑埜の農地を売

買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 981 m²、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 29 号整理番号 4 番から 6 番について 2 班の班長さんより報告がありました。整理番号 4 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 29 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 29 号整理番号 4 番は許可と決定します。次に整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 29 号整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 29 号整理番号 5 番は許可と決定します。次に整理番号 6 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 29 号整理番号 6 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 29 号整理番号 6 番は許可と決定します。続きまして、議案第 30 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 6 ページをご覧ください。議案第 30 号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機

構へ要請するために計画を作成したものです。こちらの計画につきましては、地域計画に掲載予定である農地の貸借に係わる計画と地域計画の区域外のものに係る計画であり、農業委員会には計画を要請することの承認を求めているもので、今回の対象地は21件です。以上で、議案第30号の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ただ今、議案第30号について、事務局の説明が終わりましたが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、本議案に係る委員は審議終了まで退席をお願いします。

＜関係委員退席＞

議長 それでは議案第30号について何か意見がありましたら、お願いします。

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第30号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第30号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、原案のとおり決定します。

＜関係委員着席＞

議長 続きまして、議案第31号農業委員会の適正な事務実施について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書7ページをご覧ください。議案第31号農業委員会の適正な事務実施についてご説明いたします。農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況を公表するもので農業委員会の決定を求めるものであります。農業委員会は、最適化活動の目標を設定し、実施状況及び目標の達成状況について、農業委員会に関する法律、第37条の規定により、その結果を公表することされておりますことから案を作成したものです。8ページをご覧ください。別紙様式5、令和6年4月1日の農業委員会の状況でございます。農業委員会の状況ですが、1は昨年度の状況でございます。2といたしまして農家・農地等の概要については、2020年農林業センサス等の統計調査を基に記入してあります。大項目Ⅱの最適化活動の実施状況、1の最適化活動の成果目標、
(1)の農地の集積ですが、令和6年4月1日の、管内の農地面積1660haに対し、これまでの集積面積666haで、集積率40.1%となっており、農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増加が課題となっております。目標につい

ては、藤岡市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針に基づき、令和9年度末を目標年度とし、集積率45.0%としております。令和6年度は、新規集積面積14haを目標とし、前年度末の集積面積666haとの合計で680haといたしましたが、実績といたしまして、新規集積面積は18ha、実績は18haの増加でしたが、ベースとなる農地面積が1,610haと減少したため、集積率は43.4%、目標に対する達成状況につきましては105.8%となりました。次に(2)の遊休農地の発生防止・解消ですが、令和5年度利用状況調査により判明した遊休農地97.1ha、緑区分68.7ha、黄区分28.4haであり、調査の円滑な実施と土地所有者への指導徹底が必要です。目標として緑区分は、令和3年度に確認された遊休農地を5年間で解消することを目標とするため22.1haの5分の1、4.4ha、黄区分については、解消のための工程表の策定方針となっていますので関係機関と協議し、工程表を策定する予定です。緑区分の遊休農地の解消目標面積4.4haにつきましては、解消実績面積といたしまして2.4ha、54.5%の達成状況でした。前年度に新規発生した緑区分の遊休農地47.9haにつきましては、37.9haの解消となりました。9ページをご覧ください。皆様に調査していただきました実施時期、取りまとめ時期につきましては以下のとおりとなっております。(3)の新規参入の促進ですが、令和3年度から令和5年度の新規参入者の状況で新規参入者の農地及び農業用施設の取得が課題でございました。また、権利移動面積の目標につきましては、令和3年度から令和5年度の3ヶ年の平均の1割以上を目標とするとされておりますので3.2haとなります。令和6年度の実績といたしましては、参入経営体が4経営体、取得農地面積は0.7haでございました。最適化活動の活動目標ですが、最適化活動を行う日数目標、活動強化月間の設定、新規参入者相談会の実施等を設定したものでございます。推進委員等が最適化活動を行う活動日数につきましては、最低でも月6日以上ということでありましたので、6日としたものでございます。活動実績といたしましては、活動強化月間を3回設定し、8月から10月を、遊休農地解消の目標、活動強化月間とさせていただいたものです。次に10ページをご覧ください。新規参入相談会への参加につきましては、11月26日にJA主催の相談会へ参加させていただきました。大項目Ⅲの事務の実施状況ですが、月に1回の定例会、法定許可事務の件数及び権限移譲事務の件数等でございます。ご確認ください。また、最後の違反転用への対応ですが、違反面積については農業委員会からの措置命令を行ったものでカウントしておりますので、0件となっております。現在関係機関で調整している案件については含まれていませんので、ご了承ください。以上で、議案第31号の説明とさせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

議長

ただ今、議案第31号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたら、お願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 31 号農業委員会の適正な事務実施について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 31 号農業委員会の適正な事務実施について、原案のとおり決定します。続いて、報告第 11 号・12 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 12 ページをご覧ください。報告第 11 号ですが、今月ご報告いたします農地転用届出は、5 条が 7 件ございます。詳細については 13 ページの一覧表でご確認ください。続きまして報告第 12 号ですが、議案書 14 ページをご覧ください。今月ご報告いたします農地法関係出願等は、4 条の許可証明が 1 件、耕作証明が 1 件、納税猶予に関する適格者証明が 1 件の計 3 件ございまして、証明書を発行いたしました。内容につきましては、一覧表をご確認ください。以上で報告とさせていただきます。ご確認をよろしくお願いいたします。

議長 ただ今、報告第 11 号・12 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和 7 年第 6 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会 14 時 18 分)